

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の円滑な実施等に関する意見書

現在、新型コロナウイルス感染症は、全国各地で感染力の強い変異株が急速に拡大し、重症例や「自宅死」の増加など、これまでとは異なる局面に入っている。

こうした中、感染症対策の「切り札」と期待されているワクチン接種について、政府は、「7月末までに、希望するすべての高齢者への2回接種完了に向けて取り組む」としており、厚生労働省も、市町村への接種計画の前倒しを求め、通知を出した。また、全国の65歳以上の高齢者3,549万人に2回ずつ接種できる量に相当する、およそ6万3000箱のワクチンを、6月21日の週までに全国に供給する方針を固め、都道府県や市区町村ごとの詳しい配分も示すとしている。

しかし、接種主体である市町村における限られた人材等を考慮すれば、国主導の大規模接種会場が首都圏で1か所では不十分である。また、高齢者以外の市民への接種についても、安全かつ迅速な接種には、国、都道府県、市町村、医療機関等の連携が不可欠である。

よって政府及び千葉県に対し、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1, 千葉北西部地域にある国及び千葉県の関連施設において、集団接種会場を独自に設置・運営し、7月末までの希望する高齢者の2回接種完了の実現に全力を注ぐこと。
- 2, ワクチン接種を行う医療従事者の確保や、接種計画の前倒し実施等に伴う円滑な接種体制の整備等に必要な財政負担や支援等を行うこと。
- 3, 「ワクチン接種対策費負担金（1人1回2,070円）」について、接種医療機関における人員確保や、接種の準備から接種後のフォロー等、実態に即して、引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2021年5月20日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、行政改革担当大臣、経済再生担当大臣、千葉県知事

千葉県流山市議会